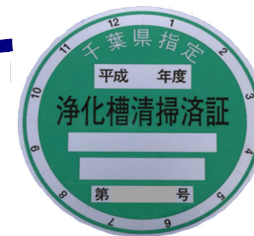




ステッカーは安心と信頼の証です



# ステッカーを 貼りましょう!

浄化槽保守点検契約済証・清掃済証は千葉県浄化槽取扱指導要綱で貼付することが決められています。

また、浄化槽ユーザに対し安心と信頼を得られます。  
自信を持って点検・清掃している事業者の皆さんは  
自信を持ってステッカーを貼ってください。  
事業所名を公表することによる安心感は絶大です。



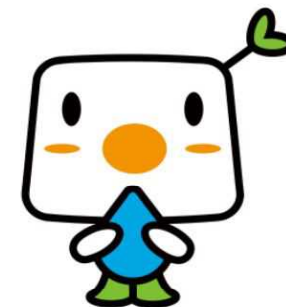
注文先：一般社団法人千葉県環境保全センター

TEL 043-245-4222 FAX 043-245-4223

# 千葉県浄化槽取扱指導要綱

## 第1 目的

この要綱は、浄化槽の取扱いに関し適切な行政指導を行うため、法令等に定めるもののほか、浄化槽の設置等の手続及び設置基準、関係者の責務等を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。



## 第7 浄化槽保守点検業者の責務

浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を行うよう努めること。

1～7 (略)

8 浄化槽管理者と保守点検契約を締結した場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で浄化槽保守点検契約済証(例示様式第2号)を浄化槽の設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。

## 第8 浄化槽清掃業者の責務

1～7 (略)

8 浄化槽の清掃を行った場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で浄化槽清掃済証(例示様式第3号)を浄化槽の設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。

## ステッカー購入価格

### ①業所名を印刷しない場合

(10枚) 756円(税込み価格)

### ②事業所名を印刷する場合⇒100枚単位

会員(10枚) 756円(税込み価格)

会員外(10枚) 972円(税込み価格)

**名前入りの発注は100枚単位でお願いします。**

5,000枚以上の注文は10%の値引き

10,000枚以上の注文は20%の値引き



(例示様式第2号)



(例示様式第3号)